

令和4年第7回 鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 12月7日(水)から20日(火)まで14日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
12月7日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
8日	木			
9日	金			
10日	土			閉 庁
11日	日			閉 庁
12日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
13日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
14日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
15日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
16日	金	総務文教委員会	9時	付託事件審査
17日	土			閉 庁
18日	日			閉 庁
19日	月	予 備 日		
20日	火	本 会 議	13時	審査報告・閉会

令和4年鞍手町議会第7回定例会会議録（第1号）						
令和4年12月7日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和4年12月7日 午後 1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和4年12月7日 午後 1時20分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
会 議 録 署 名 員	12	的 野 信 之		13	須 山 由 紀 生	

職 務	議 会 事 務 局	議 会 事 務 局 長	武 谷 朋 視	出 欠	議 会 事 務 局 次 長	広 瀬 真 一	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副 町 長	浅 野 彩	出 欠	
	教 育 長	外 園 哲 也	出 欠	会 計 課 長	田 中 靖 治	出 欠	
	総 務 課 長	高 橋 奈 美 江	出 欠	建 設 課 長	西 生 卓 矢	出 欠	
	福 祉 人 権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政 策 推 進 課 長	柴 田 隆 臣	出 欠	
	税 務 住 民 課 長	石 田 克	出 欠	地 域 振 興 課 長	立 石 一 夫	出 欠	
	農 政 環 境 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 村 俊 夫	出 欠	上 下 水 道 課 長	神 谷 徹	出 欠	
	保 険 健 康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教 育 課 長	森 永 健 一	出 欠	
議 事 日 程	別 紙 の と お り						
付 議 事 件	別 紙 の と お り						
会 議 経 過	別 紙 の と お り						

令和4年第7回鞍手町議会定例会議事日程

12月7日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第60号 鞍手町手話言語条例
- 日程第4 議案第61号 鞍手町課室設置条例の全部を改正する条例
- 日程第5 議案第62号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第63号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第64号 鞍手町督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第65号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第9 議案第66号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第67号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第68号 令和4年度 鞍手町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第69号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除の額の変更
- 日程第13 議案第70号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除

令和4年12月7日（第1日）

開議 午後 1時00分

○議長（星 正彦君）

ただ今から、令和4年第7回鞍手町議会定例会を開会します。

町長より、行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

議長より、発言のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。

北九州市・中間市との水道事業における広域連携の検討状況についてです。

1. 経緯といたしまして北九州市は、北九州都市圏域の中核都市として近隣市町と水道事業における多様な広域連携を進めており、平成29年度からは、北九州都市圏域の水道事業者を中心に「水道広域セミナー」や「広域連携に関する勉強会」を開催し本町も、これに参加しております。

こうした中、令和2年度に本町は、北九州市と緊急時の相互応援及び広域連携の推進を主な内容とする「技術協力に関する協定」を締結しました。

また、令和3年度には、北九州市、中間市、直方市及び本町の4者共同で多様な広域連携のニーズや可能性について調査を行っております。

この調査により、用水供給事業が北九州市、中間市及び本町の3者それぞれに効果が期待できる連携方策であることから、令和4年10月に本町及び中間市は、北九州市に対し、更なる検討実施の要望を行い、引き続き詳細な協議・検討を開始することとしております。

2. 水道用水供給事業の概要につきましては、供給元は北九州市、供給先は鞍手町及び中間市。

計画水量は、1日あたり13,300m³、この内、鞍手町の計画水量は、1日あたり6,300m³であります。

管路の施設整備の概要は、口径が300ミリから450ミリの送水管の布設を約12キロ予定しており、整備費は、約30億円を見込んでおります。

その他、備考として管路以外の施設については、検討中でございます。

3. 見込まれる事業効果につきましては、（1）鞍手町・中間市の効果としましては、水源転換による安定給水の確保、浄水場の更新費用及び維持管理費用の削減が見込まれます。

（2）北九州市の効果としましては、施設稼働率の向上による水道事業の固定費負担の軽減が見込まれます。

4. 今後の予定につきましては、今後、想定される施設整備の内容や実施に必要な条件の整

理など3者で具体的な協議及び検討を進めるとともに、「水利使用許可」「認可変更」「国・県の財政支援などの財源確保」などの課題について広域連携の推進役である福岡県や関係機関との協議を進めていくこととしております。

5. 鞍手町の状況につきましては、広域連携により経費削減効果は、見込まれますが一方、老朽化した管路の更新時期を今後迎えることや給水人口の減少などにより、水道事業の財政状況は、厳しくなることが予想されます。

最後に、用水供給のイメージ図を載せております。

ここでは、北九州市の本城浄水場から、芦屋町・岡垣町方面へ分岐する既存送水管を利用して粟屋配水池付近にあります尾崎分岐を起点とし、ピンク色の矢印が示すラインで中間市の尾倉配水池及び鞍手町の中央浄水場へ送水することを想定しております。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（星 正彦君）

以上で、行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております、「鞍手町 まち・ひと・しごと創生総合戦略令和3年度報告書」

「教育委員会点検評価の報告」

監査より提出されております、「例月現金出納検査報告書」、「財政援助団体等監査報告書」及び「定期監査結果報告書」をお手元のタブレット端末機に送信していますのでご確認下さい。

これより、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において12番議員 的野 信之 議員及び13番議員 須山 由紀生 議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から12月20日までの14日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から12月20日までの14日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第60号から日程第7 議案第64号までの5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

日程第3 議案第60号から日程第7 議案第64号までの5件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第60号は、鞍手町手話言語条例であります。

本議案は、手話が言語であるという認識に基づき手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにし、総合的かつ計画的に手話に関する施策を推進するため、鞍手町手話言語条例を制定するものです。

次に、日程第4 議案第61号は、鞍手町課室設置条例の全部を改正する条例であります。

本議案は、社会情勢の変化による行政需要の増加への対応及び住民サービスの向上並びに新庁舎移転を踏まえた効率的な組織を構築するため、課室局の再編を行い令和5年4月1日から新組織機構とすることから鞍手町課室設置条例の全部を改正するものであります。

次に、日程第5 議案第62号は、鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、課室局の再編を行い、鞍手町課室設置条例の全部を改正し、令和5年4月1日より、新組織機構とすることから鞍手町職員定数条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第6 議案第63号は、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、令和4年8月8日付の人事院勧告に基づき国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第7 議案第64号は、鞍手町督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例であります。

本議案は、住民の利便性の向上及び事務の効率化等を勘案し、全庁的に督促手数料を廃止することに伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

以上が、日程第3 議案第60号から日程第7 議案第64号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長（星 正彦君）

本案に対する質疑は、後日行います。

次に、日程第8 議案第65号から日程第11 議案第68号までの4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

日程第8 議案第65号から日程第11 議案第68号までの4件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第8 議案第65号は、令和4年度鞍手町一般会計補正予算第6号であります。

本補正予算の主なものを申し上げますと2款 総務費では、基幹システム管理費において基幹システムのリース開始時期の見直しに伴い、電気計算機使用料を減額するほか財務会計システムの改修に係る委託料として83万6千円を追加しております。

また、令和5年度からの新たな組織体制の構築に伴う、各種システムの設定変更に係る経費として108万9千円を追加しております。

その他に、マイナンバーカードの交付率向上に係る経費として145万8千円を追加しております。

次に、3款 民生費では、障害福祉サービス費において通所系サービスの利用者の増加に伴い、通所系サービス給付費として3,939万6千円を追加しております。

また、社会福祉施設等に対する本町独自の物価高騰対策として福岡県の社会福祉施設等物価高騰対策支援事業の対象とならない地域密着型介護サービスを提供する事業所に対して物価高騰対策支援金として250万2千円を追加しております。

その他に、障害児放課後デイサービスにおいて、利用者の増加に伴い、障害児通所給付費として1,265万8千円を追加しております。

次に、4款 衛生費では、直轄2市2町で運営する休日等夜間急患センターにおいて、新型コロナウイルス感染症拡大による受診控えなどの影響により、診療報酬が低調に推移していることから運営費に係る本町負担分として39万7千円を追加しております。

また、妊産婦の包括支援に係るショートステイ及びデイケアなどの利用者の増加に伴い妊娠・出産包括支援事業委託料として45万6千円を追加しております。

次に、9款 消防費では、消防施設管理事業費において、消防格納庫の老朽化に伴い、解体工事を実施する消防団に対し、解体撤去費補助金として32万6千円を追加しております。

次に、10款 教育費では、小学校管理費において、電気料金の高騰などに伴い、光熱水費として278万3千円を追加しております。

また、ガソリン価格の高騰に伴い、中学校のスクールバス運行に係る業務委託料として208万7千円を追加しております。

さらに、給与費全般において人事院勧告や育児休暇等に伴う、補正を行っております。

一方、歳入では、歳出予算の補正に関連して15款 国庫支出金や16款 県支出金で所要の補正を行うほか18款 寄附金で一般寄附金を追加し、21款 諸収入では、前年

度事業の精算に伴う、雑入などの追加を行っております。

そして、これらの要因により、財源に不足が生じたので歳出側で財政調整基金積立金を減額し、歳入歳出予算を調整しております。

その結果、歳入歳出それぞれ6,700万6千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ92億5,927万6千円としております。

次に、日程第9 議案66号は、令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号であります。

本補正予算は、保険給付費療養諸費等の増額、それに伴う、県支出金の増額等の補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ81万2千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ19億1,392万円としております。

次に、日程第10 議案第67号は、令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、福岡県後期高齢者医療広域連合令和3年度決算による市町村事務費負担金精算に伴う、諸収入増額等の補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ53万8千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億9,560万8千円としております。

次に、日程第11 議案第68号は、令和4年度鞍手町水道事業会計補正予算第2号であります。

補正予算、第2条 収益的収入及び支出関係では、水道事業費用で902万2千円を追加し、補正後の予算額を3億4,253万5千円としております。

以上が、日程第8 議案第65号から日程第11 議案第68号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いたします。

○議長（星 正彦君）

本案に対する質疑は、後日行います。

次に、日程第12 議案第69号及び日程第13 議案第70号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

日程第12 議案第69号及び日程第13 議案第70号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第12 議案第69号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除の額の変更であります。

本議案は、企業1社から課税免除を講じていた資産に関し、修正申告書が提出されましたので令和4年度分の固定資産税の課税免除の額を変更するものであります。

次に、日程第13 議案第70号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく令和4年度分の固定資産税の課税免除申請が、企業3社から提出されましたので課税免除措置を講じるものであります。

以上が、日程第12 議案第69号及び日程第13 議案第70号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（星 正彦君）

本案に対する質疑は、後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日、8日から11日までの4日間を休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、明日8日から11日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

散会 午後 1時20分

令和4年鞍手町議会第7回定例会会議録（第2号）						
令和4年12月12日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和4年12月12日 午後 1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和4年12月12日 午後 1時58分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名員	12	的 野 信 之		13	須 山 由 紀 生	

職 務	議会議務局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務局次長	広 瀬 真 一	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	田 中 靖 治	出 欠
	総務課長	高 橋 奈 美 江	出 欠	建設課長	西 生 卓 矢	出 欠
	福祉人権課長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進課長	柴 田 隆 臣	出 欠
	税務住民課長	石 田 克	出 欠	地域振興課長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道課長	神 谷 徹	出 欠
	保険健康課長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	森 永 健 一	出 欠
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和4年第7回鞍手町議会定例会議事日程

12月12日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

令和4年第7回定例会

No. 1

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁 指定者
12番 野 信 之	<p>1. 小児・AYA世代のがん患者支援について</p> <p>(1) 本町の乳がん・子宮頸がんの検診受診率、現状と分析、受診率向上のための対策は。</p> <p>(2) 小児・AYA世代のがん患者支援と鞍手町独自支援の検討は。</p>	町 長
11番 西 藤 典 子	<p>1. 町内の移動手段について</p> <p>(1) 「鞍手町地域公共交通網形成計画」について</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 計画の期間は。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 計画の目標は。</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 目標を達成するための施策のうち、この4年間ですでに実現していることは。</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 目標に対するモニタリングのうち、目標③④⑤⑥の実施結果及び内容は。</p> <p>(2) 公共交通機関以外の鞍手町における移動サービスとその内容は。</p> <p>(3) 令和3年度のすまいるバスの利用1回あたりの町負担額は。</p> <p>(4) 令和3年度のもやいたクシーの利用1回あたりの町負担額は。</p> <p>(5) 令和3年度のコミュニティバス等全体の利用1回あたりの町負担額は。</p> <p>(6) 現在タクシーの初乗り料金は700円ですが、要望の多いドアtoドアサービス実現のため、初乗り料金の補助制度導入の検討は。</p> <p>(7) 町民の要望に添った移動手段の実現のため、利用者アンケート等の実施は。</p> <p>2. くらじの郷の旧入浴施設の再開の可能性について</p> <p>(1) 3月、6月議会での他議員による質問に対して、総務課長及び町長の答弁に係るその後の経過・進展の内容は。</p>	町 長
4番 宇 田 川 亮	<p>1. インボイス制度による業者への影響について</p> <p>(1) 来年10月からインボイス制度導入が予定されているが、免税業者への影響をどう認識しているのか。</p> <p>(2) 免税業者を入札から排除したり、不利益を生ずることはないのか。</p> <p>(3) 一般会計だけでなく特別会計、学校給食や保育所の食材費など同様に排除されることがないように対応してもらいたいが。</p> <p>(4) インボイス制度導入により、簡易課税制度も廃止・縮小の方向で検討されているが、そうなると町内業者の多くの廃業が懸念されるが町の対応と援助は。</p>	町 長

令和4年12月12日（第2日）

開会 午後 1時00分

○議長（星 正彦君）

これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。

本日、外園教育長が体調不良のため欠席の報告が執行部よりありました事をお知らせいたします。

これより、日程に入ります。

日程は、お手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

質問は、送信しています通告一覧表の順序により行います。

最初に12番議員 的野 信之 議員の質問を許可します。

○議員（12番 的野 信之君）

議長。

○議長（星 正彦君）

的野議員。

○議員（12番 的野 信之君）

12番 通告に従いまして質問をさせていただきます。

小児・AYA世代のがん患者の支援についてお尋ねいたします。

AYA世代とは、アドレッセント アンド ヤングアダルトの略で15歳から39歳までの思春期・若年成人の事です。

このAYA世代と14歳以下の小児を加えた40歳未満の世代のがん患者の支援について、昨今各メディア等で言及されているところでありますが、2019年10月18日、国立がん研究センターと国立成育医療研究センターは、14歳以下の小児と15歳から39歳の思春期・若年成人を指すAYA世代のがん患者に関する報告書を発表しました。

これは、がん診療の拠点病院等全国844施設を対象にした調査結果で、がん患者の情報をデータベース化して治療等に活用する全国でがん登録が始まった2016年から2年間のデータを詳細に分析したものであります。

この報告書は、若い人を対象にした、がん対策を進める上で重要な調査結果です。

AYA世代のがん患者5万7,788人のうち約8割を女性が占めているという実態がありました。

日本人のがん患者全体では、男性が半数を超えているのですが、AYA世代においては、なんと女性のがん患者が8割を超えているという特有の傾向があります。

具体的には、子宮頸がんや乳がんの増加が理由との見方があり、がん検診による早期の発見が望まれるのではないかと思います。

そこでお尋ねします。本町の乳がん・子宮頸がんの検診受診率を教えてください。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この件につきましては、保険健康課長に答弁させます。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

議長。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

お答えいたします。健診受診率につきましては、乳がん検診は40歳以上、子宮がん検診は20歳以上の受診率で回答をさせていただきます。

乳がん検診の受診率は、令和2年度が11.1%、令和元年度が13.4%です。

子宮がん検診の受診率は、令和2年度が10.5%、令和元年度が12.8%でございます。

乳がん検診、子宮がん検診のいずれも県の平均より2%程度低い受診率の状況となっております。

以上です。

○議員（12番 的野 信之君）

議長。

○議長（星 正彦君）

的野議員。

○議員（12番 的野 信之君）

令和2年度はですね、コロナの影響等で受診控えという事が、ありましたがコロナ以前の令和元年度にしてもですね、乳がんが13%、子宮がんが12%と、まだまだ少ないと感じました。

また、この検診の検査結果で精密検査が必要な方が専門医につながったという要精密検査受診率というらしいですけど、これも含めて分かる範囲で結構ですので現状と分析をお願いいたします。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

議長。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

お答えいたします。現状として検診の結果、要精密となった方の割合は、乳がん検診では、

令和2年度が8.1%、令和元年度が12.2%、子宮がん検診では、令和2年度、令和元年度いずれも1.2%となっており、乳がん検診を受けた方の割合が高くなっております。

要精密者の精密検査受診率は、乳がん検診では、令和2年度が95.8%、令和元年度が91.1%、子宮がん検診では、令和2年度が100%、令和元年度が85.7%で、ほとんどの方が精密検査の受診をされている状況でございます。

以上です。

○議員（12番 的野 信之君）

議長。

○議長（星 正彦君）

的野議員。

○議員（12番 的野 信之君）

今、答弁をいただきましたが、検査結果で今後につながる要精密検査受診率が高いという事が分かりました。がんの早期発見と早期治療をしていくには、やはり検診の受診率を上げる事が大切であると私は思います。受診率向上への本町での対策を教えてください。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

議長。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

受診率向上のための対策でございますが前年度に、がん検診を受診された方には、検診申込書の個別での送付、加えまして40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の方を対象に、がん検診のパンフレット及び検診申込書の個別送付を行っております。

また、満40歳の女性を対象とした乳がんクーポン事業及び満20歳の女性を対象とした子宮がんクーポン事業も実施し、県内の医療機関において、無料で検診ができる機会を設けております。

以上でございます。

○議員（12番 的野 信之君）

議長。

○議長（星 正彦君）

的野議員。

○議員（12番 的野 信之君）

では次に、福岡県で推奨している小児・AYA世代の、がん患者支援についてどのような支援があるのかお尋ねいたします。

また、近隣の自治体の状況と本町の現状を教えてください。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

議長。

○議長（星 正彦君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔君）

福岡県の補助事業といたしまして40歳未満の、がん患者を対象といたしました訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具の貸与や購入のサービスが受けられる福岡県小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業が、市町村の取り組む事業としてございます。

現在本町は、この事業を実施しておりませんが県内では、令和4年4月1日現在で29市町、それから近隣では直方市の方が11月よりこの事業に取り組んでいらっしゃいます。

以上です。

○議員（12番 的野 信之君）

議長。

○議長（星 正彦君）

的野議員。

○議員（12番 的野 信之君）

最後に町長にお尋ねいたします。

町長は、日頃から住みやすい町、また住みたい町づくりを目指していると思いますが、それはインフラ整備や企業誘致による雇用の創出等、様々な視点での町づくりがあります。

しかしながら、町の事業としては、小さいかもしれませんが、このようながん患者に対しての行政の寄り添う姿も多様化した現在、大切にしていかなければならないと、私は思います。

がんに関して言えば、がん患者の治療に伴う外見上の、例えば脱毛や爪の割れ、手術痕等に対して、患者本人の気持ちを整えるサポート事業であるアピアランスケアの推進等も含めて今後のがん患者に対してのサポートを本町での事業として事業化していただきたいと思えます。

町長のお考えをお聞きし最後の質問とさせていただきます。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

本町独自の支援というわけではありませんが、先ほどの的野議員からご指摘がありました、がん患者の医療用ウィッグや補装具等の費用補助事業につきましては、令和5年度から新たにアピアランスケア推進事業という事で取組を検討しております。

私自身も、この事業については、関心を持っていましたので令和5年度については、今鋭意検討しているところでございますので、そのへんをご理解いただければというふうに思います。

○議長（星 正彦君）

以上で、的野 信之 議員の質問を終了します。

次に、11番議員 西藤 典子 議員の質問を許可します。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

11番 通告に従いまして質問いたします。

まず、鞍手町内における移動手段について、お尋ねしたいと思いますが、このところ高齢運転者による交通事故が頻発して高齢運転者の運転免許証の返納の必要性が改めて強調される状況があります。

しかし、町内の移動手段の現状を見ますと直ちに返納とは、なかなかいかない事情もあります。

先日、地域包括支援センターが、利用者を対象にアンケートを取られました。

町内の移動についてのアンケート、ただこれはまだ取組の途中のものだという事ですけども、その回答の中の自由記載欄に、今のところ車の運転をしていますが、必ず返納の時期が来る。その時の事を思うと不安で友人達といつもその話をしています。

また、バスがなくなったので移動のために80歳になったのに車の免許更新をしました。

返納のためには、バスの便がもっと便利になる事が必要だなどと書かれているわけです。

かなり厳しい町内の移動手段の現状は、かなり厳しいと思いますけれども、先日からもう随分前からいただいた資料ですけども、鞍手町における地域公共交通網形成計画というものがありますので、この計画についてご質問したいと思っております。

まず、この計画の実施期間は、いつからいつまででしょうか。お尋ねいたします。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

ご質問の鞍手町地域公共交通網形成計画につきましては、地域振興課長に答弁させます。

○地域振興課長（立石 一夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

鞍手町地域公共交通網形成計画の計画期間ですが、令和元年度から令和6年度までの6

年間となっております。

以上です。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

令和元年度から6年間といいますと、もう丸4年たっているわけですね。後2年間という事で、この後2年間で仕上げの段階に入るという事になるのじゃないかと思います。

それでぜひ、その間に先ほどもあったような、ご心配があった例を挙げましたけども、そういう心配を抱かなくても良いような状態に、ぜひしたいと思うのですがこの計画の目標は、どんなものでございましょうか。お尋ねいたします。

○地域振興課長（立石 一夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

計画の目標ですが、今から申します6項目を掲げております。

まず1番に、広域の移動を支える公共交通の確保と維持。

2番目としまして、多様なニーズに応じたスマイルバス、もやいたクシーの再配置、町内移動手段の確保維持。

3番目に、誰もが利用しやすい公共交通環境の形成。

4番目に、公共交通の利用促進。

5番目に、公共交通に対する満足度の向上。

最後6番目に、公共交通の維持可能性の向上。

以上でございます。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

ぜひ、それを実行していただきたいと願うような、ことばかりの内容でございまして、その実行のために実現のために、努力していただきたいと思うわけですが次に、目標を達成するための施策というのがございますね。

この目標を達成するための施策のうちですね、この4年間で既に実現しているという事があると思うのですが、それはどんな事でございましょうか、お尋ねいたします。

○地域振興課長（立石 一夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

計画を達成するための施策としまして、この4年間で既に実現している事というお尋ねですけれども計画の目標を達成するための施策としまして、13の具体的に13の項目を掲げております。

まず第1に、まちなか、これは都市機能拠点と位置づけておりますが、ここへのアクセス強化に向けたアクセスの機能強化に向けた路線の見直し。

2つ目としまして、通学需要に応じた公共交通手段の見直し。

3つ目に、スマイルバス倉坂線・泉水線の、もやいたクシーへの転換。

4番目に、公共交通相互の乗り継ぎ利便性の向上。

5番目としまして、駅舎やバス停等の待合環境の改善。

6番目に、ユニバーサルデザインの導入。

7番目に、ICT技術を活用した情報提供の推進。

8番目に、スムーズで分かりやすい料金収受方法の検討。

9番目に、公共交通の分かりやすい時刻表やマップの作成。

10番目に、公共交通に係る情報の発信。

11番目に、公共交通利用促進のための啓発。

12番目に、乗り方教室の開催。

最後に、イベント等での周知。

この13の具体的な目標を掲げておりますが、このうち令和3年度までに実施済みとなっているのは、申しました2番目の通学需要に応じた公共交通手段の見直し。

それから、3番目のスマイルバス倉坂線・泉水線の、もやいたクシーへの転換。8番目のスムーズで分かりやすい料金収受方法の検討。

この3項目につきましては、実施済みと位置付けております。

また、参考までに残りの10項目につきましては、実施中が5項目、未実施が4項目、検討中が1項目となっております。この13の施策の進捗状況につきましては、毎年、地域公共交通会議の場で報告をいたしております。

以上です。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

ただいま、答弁いただきました中の8番目で、スムーズで分かりやすい料金收受方法の検討ですが、ちょっと私、あまり経験、実感しておりません。具体的な内容をちょっとお尋ねしたいと思いますが、どういう事でしょうか。

○地域振興課長（立石 一夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

一般的に公共交通の利用料金というのは、距離別運賃、つまり距離に応じで利用者が負担するというのが原則でございますが、非常に料金体系が分かりにくいという事がございまして平成25年度でしたかね、鞍手町ではスマイルバスが一律200円。

それから、もやいたクシーにつきましても、距離別運賃から今一律200円という分かりやすい一律の料金体系に見直したという事でございます。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

良く分かりました。だからまだ後、残すところ2年なのですけれども、まだ実現してないものがたくさんあるというような状況ですので、ぜひ努力していただきたいなと思っておりますが次に、目標に対するモニタリングというのがありますね。

その中の目標の3、4、5、6の毎年実施すると書いてありますけれども、この3、4、5、6の実施結果あるいは内容ですね、どういうものだったでしょうか、お尋ねいたします。

○地域振興課長（立石 一夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

目標の3、4、5、6の実施結果ですが、まず一つ一つ説明いたします。

まず目標3、これは先ほど申しました誰もが利用しやすい公共交通環境の形成という事で、これは公共交通環境改善の取組数を評価指標としまして毎年1事業を実施するという事を目標としております。

令和3年度では移転しました、くらて病院の待合スペースの整備など3事業を実施しておりますことから目標をクリアしており、今後も事業を継続して実施したいというふうに考えております。

次に、目標4の公共交通の利用促進につきましては、住民1人当たりの利用回数、これを

評価指標としておりまして路線バスを含め年間、住民1人当たり19回利用するという事を目標にしております。

しかしながら、令和3年度では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたことで、年12回と目標を大きく下回っております。

このようなことから今後は、公共交通機関を安心して利用していただけるよう感染症対策の充実など改善を図るようしております。

次に、目標5の公共交通に対する満足度の向上につきましては、利用者意向調査におけます満足度、これを評価指標とし50%以上の方が満足しているという事を目標としておりました。

しかしながら、令和3年度では、先ほど申しましたように新型コロナウイルス感染症の影響によりまして調査ができておりません。このため評価も未実施という事になっております。

最後に、目標6の公共交通の持続可能性の向上につきましては、公共交通に支出いたします町の財政負担額を評価指標としておりまして目標としましては、国からの補助金等を除いた町の実質的な年間負担額、これを年3,390万円以内とする事を目標としておりました。令和3年度では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、国からの補助金が増額された事等によりまして負担額3,384万円とほぼ目標を達成しております。

今後とも、公共交通網の再編や効率的な利用促進に取組み、財政負担の軽減を目指してまいります。

なお、今申しました目標として掲げました6項目の進捗状況につきましても毎年、地域公共交通会議の場で報告をいたしております。

以上です。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

努力していただいているという事が良く分かりました。くらで病院の待合等も、非常に美しく整備されておりました良いなと思っております。

次に、2番目の質問としまして、この資料の中にもありましたけれども公共交通機関以外の鞍手町における移動サービスというのが挙げてあります。

内容をまず確認したいと思いますが、よろしくをお願いします。

○地域振興課長（立石 一夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

公共交通と申しますと鉄道、バス、タクシー等、誰もが一定の料金を支払う事で、乗る事ができる交通というふうに定義付けされております。

これを踏まえまして、ご質問の公共交通機関以外の町の要サービスとして、お答えできるものとしましては、まず鞍手中学校の生徒が通学に利用しますスクールバス、それから古月保育所の園児が通所に利用しております送迎バス、それから障害があり、公共交通機関でも外出が困難な方等の外出支援を社会福祉協議会が行っております、虚弱高齢者等送迎サービス、そして地域包括支援センターが、実施しております介護予防事業に参加するための送迎に係るタクシー、この料金の補助、こういったものがあるかと思えます。

以上です。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

そのような公共交通機関以外の移動サービスですけれども、これは料金を払わなくてという事ですので予算はね、町から出していращやるのかなと思えますが、その予算の大体の金額と利用者の数がどのくらいか、もし分かりましたら質問通告書になかったのでこれ、分かる範囲でお願いします。

○地域振興課長（立石 一夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

これはですね、それぞれの所管課が把握しておりますので後ほど、資料をまとめまして、議会事務局を通じまして提出したいと思えます。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

そういう事で、なるべく移動に不便がないような手だてをさせていただいているという事は分かりますが、なお且つやっぱり、現状というのは非常にそれぞれが、今後どうなるのだろうか。

特に年齢を重ねていきますと体力が弱りまして、車の免許証も返上したり返納したりと、しかし移動は、どうなんだろうかという、そういう気持ちを抱かざるを得ない現状がありま

す。

何とかですね、これを重視したものにさせていただきたいと願うばかりでございますが次に、現状もさらに詳しく知りたいと思いますが、令和3年度のスマイルバスの利用1回当たりの町負担額は、いくらになっておりましたでしょうか。

○地域振興課長（立石 一夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

令和3年度決算におきます、スマイルバスの町の実質負担額、これは1,998万2,156円。

これに対します利用者数が2万9,653人、これで計算しますと町の負担額は、利用1回当たり、674円となります。

以上です。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

今度は、もやいたクシーの場合ですが、同じように利用1回当たりの町負担額は、いくらとなっておりますでしょうか。

○地域振興課長（立石 一夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

これも令和3年度の決算における数字としまして、実質負担額は970万7,622円。

利用者数は、9,222人で行いましたので計算しますと町の負担額は、利用1回当たり、1,053円となっております。

以上です。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

二つを合わせました令和3年度のコミュニティーバス等全体ですね、利用1回当たり

の町負担額は、いくらになっておりますか。

○地域振興課長（立石 一夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

お尋ねのスマイルバスと、もやいたクシーを合わせたコミュニティーバス全体の町の実質負担額は、2,968万9,778円。利用者数は3万8,875人でございますので、計算いたしますと町の負担額は、利用1回当たり、764円となります。

以上です。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

私が、いろんな方から声を聞きますと、もう歳を重ねて本当の交通弱者になった場合ですね、私もこのコミュニティーバスについての質問は、3回目の質問をしているわけなんですけれども、歳を取りますと身体の腰が曲がったりするような状況も生まれます。

前回の質問の時に、大体300メートル毎にですね、何かのバス停があるというふうに工夫していただいているという事なんですけれども、声を聞きますと歳を取ると腰が曲がっていますから300メートル歩くという事自体がまず、非常に苦痛であると。なかなかでき難いと。

そして、さらに買い物の荷物等を持ちますとですね、もっとこうなって、きつい思いをしてですね、そしてその方達に聞きますと、もやいたクシーに乗ってもね、決まった停留所しか停めてもらえない。

特に帰りがですね、荷物を持って歩くのが大変で何とかその帰りだけでもね、自宅近くで降ろしてもらえないだろうかというような声がありまして、結局最終的にはもうドア to ドアですね、サービスこれが必要になっている現状があります。

高齢化が、ますます進みますし、そういう状況にある方が増えていくという事態、私もその中に含まれるので、非常に切実な問題であるわけなんですけれども、そういう状況がありますと、やっぱりドア to ドアですね、サービスが実現、これも年齢制限があるかもしれませんが希望者についてはですね、していただけないものだろうか。

今、お聞きしますとコミュニティーバス全体ですね、1回当たりの町の負担額が760円という事ですけどもですね、今聞きますとね、タクシーの初乗り料金が700円ですね、それにあと80円ずつプラスしていくんだという事ですけども、そういう要望のある方については、その要望の強いドア to ドアサービスの実現のためにですね、初乗り料金の補

助制度、こういったものをですね、現状からすると料金的にもですね、可能ではないかと思うわけなんですけれども、導入の検討を行う考えは、ございませんでしょうか。お尋ねいたします。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

高齢者等が、買物等で重い荷物を持ったまま歩く事で大変ご苦労されているという事は、私も十分承知をしておりますし、そのような声も、お聞きをしております。

しかしながら、先ほど課長が答弁しましたように公共交通とは鉄道、バス、タクシー等、誰もが一定の料金を支払う事で乗る事ができる交通と定義をされております。

本町の公共交通は、便数やルート等で全ての利用者の満足を得るまでには至っていないかもしれないと思いますが、一律200円の低料金で移動できるメリットもあります。

ご質問のように、ドア to ドアサービスが実現できれば、これにこした事はありませんが、町の財政負担の増大、自家用車を維持している方との経済的負担の公平性、利用増加による交通事業者との影響等、考慮すべき課題も大きく現状としては、導入する事は考えておりません。

以上です。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

そういう短時間の事例はですね、近くの市町村でも行われた事があるわけですが、なかなかですね、恒久的には、そういう町長がおっしゃるような事情からも、あると思うんですけど、実現しておりませんが将来的にはですね、本当に交通弱者がですね、自由に移動できるというためには、将来的にはそういう事も考えていただくべきではないかと私は考えております。

次ですけれども、地域包括支援センターの先ほど申しましたアンケートですが、この内容はですね、205人分の間集計だったわけですけど、その中にはですね、利用しない理由、利用しないという人が圧倒的に多くて、なぜ利用しないかっていう理由だとか、どのような内容だと利用しやすいかとか、いろいろと参考になるような内容の事項がありました。

やっぱり私は、最近このアンケート調査があったという事を覚えておりませんものから、もしですね、そういう事をされていないなら、町民の要望に沿った移動手段の実現のためにですね、利用者アンケート等を実施するお考えは、ないかという事をお尋ねしたいと

思います。

○地域振興課長（立石 一夫君）

議長。

○議長（星 正彦君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫君）

公共交通の中に今、地域公共交通活性化再生法という法律がございまして、これに基づきまして令和6年度までに、先ほど申しました公共交通網形成計画、これを新たな地域公共交通計画という事で策定する必要が義務づけられております。

これに伴い、令和5年度中に議員が申しましたような視点を含めたアンケート調査、これを実施するように考えております。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

ぜひ、そういう事に取り組んでいただいて知恵を絞っていただいてですね、そういう移動の不安がない鞍手町にさせていただきたいと思っております。

聞くとところによりますとですね、嘉麻市などでね、利用者が増加しているという事例もあるようでございます。

目標に掲げられておりますように効率的で利便性の高い運行体系の構築とか高齢者の外出機会増大につながる運行とかですね、そういう今後の創意工夫をお願いしてこの件の質問は終わりたいと思います。

次の質問に移ります。くらの郷のですね、旧入浴施設の再開の可能性についてお尋ねいたします。

今年3月の定例議会で、私ではありませんが、ここにいらっしゃる他の議員さんの質問でございました。

総務課長からの答弁で、ある企業から、お風呂を復活させ賃貸でお借りして利用していきたいという提案をいただいているという答弁がございました。

その後の、町長の答弁では、考えていないでしたが、6月の定例議会では、官民を問わず快適な利用方法を模索して行きたいとなっております。くらの郷の入浴施設の再開の動きはあるのでしょうか。お尋ねいたします。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

ご質問のくらの郷の、旧入浴施設の再開の可能性についてですが、ご質問の入浴施設の再開については、現時点ではありませんが、今後利活用の可能性の一つとして検討は行っていきたいと考えております。

また、具体的な利活用方法や手法については、これから庁舎移転までの約2年間の間で、避難所再配置の検討も含め、準備を行ってまいりたいと考えております。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

また、私はですね、ちょっとお話しをした方なんですけれども、庁舎建設の問題がね話題になった時に本当はね、庁舎より私達は、お風呂が欲しかったとかいうような事もちょっと聞こえておりました。

特にですね、この燃料が高騰しましてね、今家庭での入浴の回数を減らすというような実態もあるようです。こういう場合は、やっぱり各家庭毎に、お風呂を建てるという事よりもですね、公共施設があれば、より良いのではないかと。

特に、その公共の入浴施設がある事の良さとしてはですね、やっぱり1人のですね高齢者のひとり住まいの入浴には、危険が伴うと、今日もちょっとそんなニュースが流れておりましたけれども、そういう意味からですね、公共の入浴施設の開設を求める声もあります。

そしてまた、平成29年度中ですね、廃止の検討に当たってね、その時にちゃんと民間風呂事業者の誘致等、民間活力での実施の可能性は、模索してまいりますという、平成29年度の施策の概要の中に一文も書き加えられているわけですね。

ぜひ、そういう要望の実現のためにですね、特にやっぱり高齢者の場合はですね、お風呂に入らないとか外出しないととかいうような事が心身機能の維持がマイナスになると、いうような事もありますね。

やっぱり1週間に何回かはですね、出かけて行って、そしてお風呂に入ってですね、人々とも交流すると、こういう機会をぜひ、今後のですね、高齢化社会が益々進んでまいりますので、お受けいただけたらなと思っております。

以上で私の質問は、終わらせていただきます。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

西藤議員が、ご指摘の件につきましてはですね、私も重々承知をしておりますが、先ほど

答弁をした通りでございます。

以上です。

○議長（星 正彦君）

以上で、西藤 典子議員の質問を終了します。

次に、4番議員 宇田川 亮 議員の質問を許可します。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

4番 通告に従いまして質問をいたします。

今回は、インボイス制度による、業者の影響について質問をいたします。

来年10月から実施されようとしている消費税のインボイス制度は、税務署の登録番号が付番されたインボイスがないと消費税の仕入れ税額控除が認められず、免税業者と取引のある課税業者は、仕入れ税額控除ができずに納税額が、増大したり免税業者は、課税業者との取引から排除される恐れがあります。

町として免税業者への影響をどう認識してあるのか、教えてください。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

インボイス制度は、国が定めた制度であり、本町が意見を述べる立場には、ございませんが、免税事業者への影響につきましては、基本的に適格請求書を発行する事ができないことから、可能性があるとするれば取引先が仕入れ税額控除のために取引を他の課税業者に切り替える事があるかもしれませんし、取引条件の変更を持ちかけられたりする事が、あるかもしれないと考えております。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

国が進める制度では、ありますけれども町内の業者の中には、免税業者は、たくさんあるわけで、その免税業者が、どういう不利益なり影響を受けるのかというのは、町としても親身になって考える必要があるんじゃないかと。だから国がやっている事だから、こうなるんじゃないかというような傍観者的なですね、言い方ではなくて、しっかりと町内業者を守る

という町の立場から言えば免税業者は、ちょっと大変になるんじゃないだろうか。いう事の中身を具体的につかむ必要があると思うんですけど、もう一度答弁お願いします。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

先ほども申しましたが、これは国が定めた制度であります。意見を述べる立場ではありませんけれども課税事業者になるかどうかは、免税事業者が判断するものと考えています。

免税事業者は、令和5年3月31日までに消費税課税事業者選択届けを税務署に届出て、課税事業者となり、インボイス制度に登録すれば先に述べた可能性は、回避されると思います。

この場合、課税業者になると同時に納税義務が発生しますので、これまでは必要なかった消費税の計算や申告といった事務作業が必要になると思います。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

なかなか冷たい答弁ですね、何か国が進めるところ。進めるものなので全く町としては、こうなるのではないかというような、ただの分析のような答弁であるというふうに思います。

インボイス制度がですね、後ほど言いますけども導入されれば、いろんな影響が出てですね、それこそ廃業とか、なんて言いますかね、課税業者になってもものすごく負担が強いられると、というような事もあります。

例えば、課税業者になったとしても導入費用だとか今までのような帳簿では帳簿式では、なくなるわけですから導入費用とか維持費とかも、かかってくるわけで、小さな零細企業なんかはですね、こういうものに費用をかけていたら全く運営ができないと、というような状況も出てくるわけで、そうなるそうですね、この鞍手町も中小零細企業がたくさんあるわけで、そういうところが廃業に追い込まれると、というような本当に危機的状況になってくると思うんですよ。

それを町長がしっかり認識すべきだと。いうふうに思うわけですけど、もう一度答弁お願いします。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

今、議員ご指摘の件につきましてはですね、そういう懸念があるというような事のご指摘だと思いますけども実際にこれは、令和5年の10月からの実施でもありますので実際にどのような事になるのかっていうのは想定範囲でしかありませんし、今後その状況を見ながらですね、どういうふうな状況だというような事が考えられるかもしれません。

しかしながら、今の時点で町として、どのような事ができるかという事につきましてはですね、なかなか今ここで仮定の事については、お答えできないという事です。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

何か前の町長の答弁を聞いているみたいですけど、仮定の事については答えられないとか、これだけいろんな専門家なり、そしてたくさん商工団体ですね、国に対してインボイスを中止せよ。というような意見書をあげるような状況であってね、やってみないと分からないとか、そんな答弁ないですよ。もう明らかなんですよ。

やってみたら廃業する業者が、どんどん出てくるというのは本当に明らかですよ。

そこはぜひ、町長は肝に銘じていただきたいというふうに思います。

次に進みます。地方自治体の特別会計や公営企業は、年間売上げ1千万円以上であれば、消費税を納めています。インボイス制度導入後は、免税業者からの仕入れに含まれる消費税額を差し引く事ができなくなり実際の消費税納税額が増えてしまいます。

これに対し、日本共産党の小池 晃 参議院事務所は、地方自治体の公共事業等からも免税業者が排除される危険がある事を総務省に指摘をしてきました。

指摘を受けた総務省は、10月7日、免税業者を入札から排除するのは適当でないとする通知を地方自治体に送付しております。

そこで質問いたしますが、総務省からの通知は確認しているのか。

そして免税業者を入札から排除したり、不利益を生じさせたりする事はないのか。

お答えください。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

今、ご指摘の総務省からの令和4年10月7日に総務省自治行政局行政課長からですね、

各県の担当者宛に競争入札において消費税の適格請求書等保存方式インボイス制度に関する入札参加資格を定める事についての通知が出ております。

これについては、私も承知をしているところです。それで本町の一般会計では、消費税の申告義務が免除されております。

また、町が適格請求書発行事業者になった後も同様の取扱いとなる事から入札にかかわらず事業者との課税取引においては、これまでと変わらず免税事業者を排除する事はありません。

○議員（４番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

入札にかかわらずと、言われましたので３番の質問は、同じような質問でありますけども、もう一度確認で一般会計だけでなく特別会計や学校給食、保育所の食材費等、入札以外でも排除される事がないように対応するべきだと考えます。

もう一度、町長の答弁をお願いします。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

特別会計におきましても、免税事業者を排除する事はございません。

また、学校給食や保育所の食材を納入する業者につきましても、排除することは、ありません。

○議員（４番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

学校給食等でも、地産地消を進めているというような事もありますので、ぜひ、そこは、きちっと守っていただきたいというふうに思います。

４番の最後に行きます。売上げの消費税額から仕入れの消費税額を差し引いて納税額を計算する本則課税に対し、簡易課税制度は、業種によって売上げの４０％から９０％を仕入れとみなして控除します。

消費税の納税計算を簡単にする目的で売上げが５千万円以下の中小業者に認められ消費税納税業者の約４割、全国的には、１２０万人が簡易課税を選択しています。

インボイス制度は、簡易課税を選択している業者には、適用されません。そのためインボイス制度の障害になるとの理由で廃止または、適用範囲を縮小する方向で今、検討されております。

また、インボイス制度が導入されれば、通常であれば課税業者は、免税業者とは取引をしなくなります。そうすると免税業者は廃業するか生き残るために課税業者にならざるを得なくなります。

この影響を受けそうな人は、全国で1千万人に上るとも言われています。

町内の業者の多くの廃業も先ほど言いましたけど懸念されると思います。やってみて廃業が多くなって、やっぱりそうだったんだと確認するわけにはいかないんですよ。町内の業者の多くの廃業が今懸念される時点でね、インボイス制度については、考え直さないといけないというふうに考えますが、これに対する町の対応と援助をどう考えているのか。

お答えください。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

今のところ、簡易課税制度の廃止縮小に関する情報は、町に入ってきておりません。

また、鞍手町商工会の方で直方税務署に確認をしていただいたところ現状では廃止縮小の話は、ないとの回答でした。

現在、鞍手町商工会におきまして、事業者へのインボイス制度の周知として国の事業環境変化対応型支援事業によるインボイス個別相談会を実施されております。

また、それ以外にも集団セミナーを開催するとともに制度の仕組みや対応方法についての相談を受け付けられているとの事です。

町といたしましても商工会等と連携をし、インボイス制度の周知を図っていきたいと考えております。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

周知を図る事は、必要だろうというふうには思います。

しかし、先ほどから言いますように複雑なインボイス制度、インボイスを発行するシステムの導入費用、それから維持費、こういったものが、もの凄くかかってくるわけですよ。

個々の取引で、インボイスを発行する事は、特に零細な事業者には、重い事務負担となります。

先ほどの簡易課税の問題については、今水面下では、話をされているんですよ。公には、まだ話は、されていません。けどもインボイスを推進するためには、この簡易課税が障害になってくるといのは、もうはっきりと国の重鎮の方は言っているわけで、そうなると簡易課税制度自体がもう廃止し、また縮小されたら、これインボイスでの影響を受けるだけでなく、特に町内業者に多いのは5千万以下の簡易課税を選択している業者ですよ。

ここは、もう簡易課税制度がなくなったら、もう辞めるしかないって皆さん言っていますよ。とてもじゃないけどやりようがない。

これは、町として、やっぱりインボイス制度は、適用するなど。実施をするなどという事は、ぜひ、していただきたいし町長としても、インボイス制度自体に問題があると。というような認識に立っていただきたい。

もう一度答弁を願います。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

インボイス制度という制度は、消費税を導入して消費税というのは、直接税ではなくて間接税であります。そしてまた、商品に対してですね、預かっているという税でもありますので、その税を預かっている税を納めていただく制度であります。

それをどう具体的に的確に納税をしていただくかっていうのがインボイス制度だというふうにも考えております。

中小零細業者又は、5千万以下ですね、簡易課税を導入されている事業者につきましてはですね、まだ6年間の猶予期間がありますので、その中で、十分制度を周知徹底するとともに、ご理解をいただきながらですね、お預かりいただいた税金についてはですね、どのようにして納めていただくかという事について、お考えいただければというふうにも思いますし、零細業者について、いろいろな機器の導入であるとかですね、そういう、事務負担がかかるというような事でもありますけども、いずれにしても、これは国の制度でもありますので町がどのように関与していくかという事についてはですね、町としても、なかなか難しい状況ではありますが検討は、していきたいというふうに思います。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

どういう検討されるか分かりませんが、ちゃんと検討していきたいと。だけど今までの町長の答弁を聞いていますと、インボイスは、消費税の取りはぐれがないように、これやる

べきだという考えに立っているというふうにはしか思えません。私は。

そういう考えでよろしいですか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

基本的に消費税というのは、先ほども言いましたように間接税でもあります。

所得税だとかですね、法人税だとかいうその直接税とは違って、間接的に納めていただく税でもありますので、それがどこかで滞留して、それが言葉としてはですね、益税になるというような事では、その消費税の理念からしてですね、どうなのかなというふうに思います。

そういう意味で納めていただける消費税はですね、納めていただき、その税が今は、福祉目的という事で使われているという事にもなっておりますので、それが私どもの自治体にも還元されていると。

特に地方消費税というような形で、歳入の中にも入っておりますので、私どもとしても消費税は、納めていただくものは、納めていただきたいというふうに思っています。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

消費税は、益税とか言わないでください。事前に扱うような事とか言わないでください。

れっきとした税額控除ですこれは。帳簿方式にするから消費税を払ってないわけじゃないですよ。

みなし、このくらいの消費税が入ってきているからそれは納めている。それは簡易課税ですよ。それを益税とかいう事自体がもう駄目ですそれ。それはちょっと撤回していただきたいと思いますし、インボイス制度を理解して周知して理解すれば済むものじゃないのですよ。

先ほど、町長も言われましたけどシステムを導入したり維持費、維持管理したり、そういう事の事務負担がもの凄くかかってくるわけで理解して、もうできないと。このまま事業を続けて行かれないという業者が増えてくるわけですよ。

それと1人業者、うちにはありませんけどシルバー人材センターに登録されてある方も1人1人が免税業者になるわけです。この対象になるわけですよ。インボイスのそういった方たちにも、もの凄い影響が出てくるわけで国がやる事だから知らないとかね。そんな事はね。絶対に言わないでほしい。

まして消費税が、益税扱いされるとか絶対に言わないでいただきたいというふうに思

います。

本当に、このインボイス制度自体が、業者を廃業に追い込む、苦しめる、そういう制度であるという事をぜひ認識していただきますよう申し上げまして私の質問を終わります。

○議長（星 正彦君）

以上で、宇田川 亮 議員の質問を終了します。

これで全ての一般質問は、終わりました。

この際、休会についてお諮りします。

明日、13日を休会にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって明日、13日を休会とする事に決定しました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

閉会 午後 1時58分

令和4年鞍手町議会第7回定例会会議録（第3号）						
令和4年12月14日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和4年12月14日 午後 1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和4年12月14日 午後 2時40分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
会 議 録 署 名 員	12	的 野 信 之		13	須 山 由 紀 生	

職 務 席	議 会 事 務 局 長	武 谷 朋 視	出 欠	議 会 事 務 局 次 長	広 瀬 真 一	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副 町 長	浅 野 彩	出 欠
	教 育 長	外 園 哲 也	出 欠	会 計 課 長	田 中 靖 治	出 欠
	総 務 課 長	高 橋 奈 美 江	出 欠	建 設 課 長	西 生 卓 矢	出 欠
	福 祉 人 権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政 策 推 進 課 長	柴 田 隆 臣	出 欠
	税 務 住 民 課 長	石 田 克	出 欠	地 域 振 興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	農 政 環 境 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 村 俊 夫	出 欠	上 下 水 道 課 長	神 谷 徹	出 欠
	保 険 健 康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教 育 課 長	森 永 健 一	出 欠
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和4年第7回鞍手町議会定例会議事日程

12月14日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第60号 鞍手町手話言語条例
- 日程第2 議案第61号 鞍手町課室設置条例の全部を改正する条例
- 日程第3 議案第62号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第63号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第64号 鞍手町督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第65号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議案第66号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第67号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第68号 令和4年度 鞍手町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第69号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除の額の変更
- 日程第11 議案第70号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除
- 日程第12 議案第71号 庁舎等建設事業 鞍手町新庁舎等建設工事請負契約の締結

令和4年12月14日（第3日）

開議 午後 1時00分

○議長（星 正彦君）

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に入ります。

日程は、お手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第1 議案第60号 鞍手町手話言語条例を議題とします。

質疑は、ありませんか。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

まず、全体的な事をお伺いします。手話という事は、手話というのは現時点においては、私の単純な認識ですけどこれは、コミュニケーションツールである。というふうな受け止めをしております。

今回の条例制定によって、手話を言語と位置づけ、ろう者等の社会進出を手助けする事への町の姿勢を示すもの、というふうな認識をしておりますが、この理解でよろしいですか。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

議長。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

お答えいたします。ただいま議員がおっしゃられた通りでございます。

手話につきましては、2006年、平成18年の12月、国連総会本会議で採択されました障害者の権利に関する条約、この中で既に、言語であるというふうに明記をされております。

本条例を制定する事によりまして、ろう者等の意思疎通の手段の確保等に関する施策を推進し、手話を使って共生する地域社会の実現を目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

そういった認識のもとでいきますと現在町では、そういった、ろう者等に対する事業を色々と進め、推進されていると思いますけども、他行政もしくは関係団体、関係機関というかそういったものとの関係性を深めて事業を推進していくんだと。

この条例が制定されて、すぐに何か新しい事業を行うというような計画ではなくて、そういった関係性を深めていくための、一つの条例だよ。という理解でよろしいのですか。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

議長。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和君）

お答えいたします。ただいま議員がおっしゃられた通りでございます。

現時点で、条例制定による本町の取組に大きな進展というものは、ございませんけども、1市2町、宮若市、小竹町、鞍手町、その1市2町で関係団体と進めて行く事が重要であるというふうに考えておりますので情報を共有し、施策について密に連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

全体的な事は、分かりました。ちょっと中身についてなんですけど第1条に手話を必要とする者というふうに言い換えるとなっておりますので、その表現を使わせてもらおうと手話を必要とする者が、安心して生活する事のできる共生社会の実現に寄与すると第1条の最後ですね。そういうふうに載っております。

そして、第4条に町民の役割というところに町民は、地域社会で云々から始まりまして暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努める事と、手話を必要とする人と手話でコミュニケーションをする事によりというふうに条例第4条で表現されています。

町長にお伺いしたいのですが、町民に対して、どういうふうに、この手話を普及させよう、また推進していこうというふうにお考えなのですか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

これはですね、この条例が制定する前から六嶽という、手話をされる方たちが初級、中級という形で手話の講習会をしております。そういった講習会を通じてですね、一般の方たちに手話の普及を図って行きたいというふうに思っています。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第60号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第61号 鞍手町課室設置条例の全部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

まず、この議案が今回、課室設置という形で出されています。これに関しまして、ちょっと何点か確認を取りたいのですが、まずこの実施時期なんですよ。

お聞きしたいのは、令和5年4月1日付けで、これが変わるわけですね。そうしますと来年のカレンダーを見るとね、土・日なんですよね。4月1日が土曜日、4月3日から新業務が始まるわけですが、これどのような計画で各課室の再編を考えていらっしゃる。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。今回の組織機構改革につきましては、先ほど議員がおっしゃられましたように4月1日からという事で考えております。

今回につきましては、4月1日が土曜日、2日が日曜日というふうな形になっておりますので、その期間内で引っ越し等々の業務を行って行こうというふうに考えております。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

そうするとね、土・日を利用してという事ですね。休日出勤ありきで計画するという事ですか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

これまでも組織の機構改革については、実施しておりまして、その際にも土・日を利用して引越し等の業務をさせていただきました。

この理由につきましては、あくまでも町民の方に、ご迷惑をお掛けしないようにという事で職員の方で対応するというふうな形で行ってきております。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

土・日を利用してね、職員の方が協力していただいて、ご自分たちで移動等を行うと。

いう回答だと思うのですが4月3日の日に滞りなく朝を迎えられるよう期待しております。

以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

まず、年度替わりに、この課室が全部変わってくるわけですね。それで1番やっぱり、2日間余裕があるとはいえ1番は、町民の来庁者の利用をどうするかと、その方たちがスムーズに、いろんな手続なりをできるようにというのがやっぱり1番の目的だろうというふうに思いますけども、これについては、庁舎内の案内だとか、いう事についてはどういうふうに考えているのでしょうか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

その点につきましては、今回の議案を提案させていただいて議決をいただきましたら、各所管全て調整をさせていただいて住民の方にスムーズに案内ができるように考えていきたいと思っております。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

町民の周知については、前もってできるのでしょうかけれども実際に年度替わり、年度替わって来庁者が私は、この件で聞きたいけど、どこに行ったらいいんだろうかというふうにまず悩まれるだろうと思うんですよ。

表に何課、何課というのは、出てくるでしょうけれども、この問題については、どこに行けばいいのかっていうのは、まず事務分掌がもう変わってきているので、その案内を実際に置くのかどうか。

やはり最初は、置くべきだろうというふうに思うわけですが、その点については、どういうふうに考えていますか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

先ほど、議員がおっしゃいました住民に分かりやすいようにというふうな事なんですけれども、まずは広報等々で住民に分かりやすく周知をさせていただきたいと思えます。

また、来庁者の方につきましては、調整をしながら、住民の方に不便がないような形で対応をして行きたいと考えております。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

来庁者の方への案内というのは、ぜひ分からない事がないようにスムーズに行けるように、していただきたいというふうに思いますけども、今回、課室を全部変えると、入替えたわけですけども全職員が内示等でというか異動等で職場が変わってくるわけですよ。

職員もいろんな混乱を招かないようにしないといけないというのが一つと、もう一つは、事務分掌をいろいろ振り分けたわけで、これが前回の議会の一般質問で私は、発言させてもらいましたけども、これである程度、均等に業務がこなせるという形になっているのかどうかというのを教えてください。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。まず、事務分掌の配分と、今回の組織機構改革案につきましては、もととも、令和2年の10月に作成されておりました。

今回、管理職会でまずは、この説明を再度行いまして、その後、全課局に対してヒアリングを実施しまして所掌事務の整理をさせていただきました。

最終的に、11月29日の管理職会におきまして本議会に提案させていただくことを決定しましたので事務分掌に関して、町長部局につきましては、8課を9課にするという事で配分については、問題がないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員、もう一度お願いします。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

もう一つ聞いたのが、年度替わりで職員が全部異動しますよね。課室も全部変わってくるわけでそこで、いろんな混乱が生じて来るんじゃないだろうかというふうに思うので今回、例えば内示をいつも通りするのか、それとも前もって、いやできるだけ早めにやって、そうして、そこがスムーズに4月3日からは、スムーズな業務が行えるよという事での、そこで混乱が生じないように、するべきじゃないでしょうかと。いう事で質問したわけです。

もう一度、答弁をお願いします。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

今、宇田川議員がおっしゃられるような懸念は考えております。

それで、特に人事異動につきましては、私自身通常よりも早めに、人事異動については、行いたいと、そしてある程度の期間を置いて、事務分掌なり自分の担う業務なりが、職員が理解していただけるような形で、4月3日の開庁を迎えたいというふうに考えています。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑はありませんか。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

全体的にお伺いします。まず課室設置、組織改編というかそういったものに関しては、新庁舎ができて行くと。いった事が自然じゃないかなっていうふうに受け止めております。

それで、この時期に行う理由というのは、何かあるのですか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。今回の組織機構改革は、社会情勢の変化に伴う、業務量の増加の対応と、住民サービスの向上を図ることを第一義としております。

併せて新庁舎移転も見据え組織の見直しを行っております。

現時点で、新庁舎工事の工期が令和6年8月31日となっており、それ以降を引っ越しの時期と想定は、しておりますが組織機構改革を年度途中で実施する事は、システムの切替えが非常に困難なことや様々な業務に支障が出る事が懸念されます。

そういったことから、また、今年度につきましては、議員の皆さんもご承知のとおり電子機器のリプレースの時期でもある事から設定業務等が、安価な金額でできることも一つの理由となっております。

そのため、庁舎移転前に組織を改編し、今後のDX推進等の業務改善も視野に入れ業務の効率化、住民の利便性の向上を図れるように計画を策定しておりますので、今回の時期が最適と判断いたしました。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

各課それぞれに対していつも思うことは、業務量のバランスというか、そういったものを考慮したとき組織改編というのは必要だろうと。いうふうに考えますし、十分に今回のこの先ほどの、質問したものと重なるところもありますけど十分に熟慮して、そして今回このような形での組織改編の提案だと。

こういうふうに理解をしておりますが、まずそれで、そういった理解で間違いないかというのと、委員会においては、機構的に人員配置とか、そういったものが本当に、そのバランス良く取れているのかとか、そういった事までお伺いをしたいというふうに考えていますので、ぜひ委員会においては、そういった資料の提出という事も求めたいと思いますが、いかがですか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

前段のご質問につきましては、議員のおっしゃるとおりのご理解で構わないと思っております。

また、組織機構に関する資料につきましては、議会事務局を通しまして委員会の方に提出をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

3回目ですので最後の質問をしますけども、これは町長にぜひお伺いしたいのですが、常に職員の声を十分に聞いて職員の方が疲弊しないような環境づくり、こういったものを常に改善に努めながらやって行くという、お気持ちがあった上での組織改編だというふうに理解したいんですけど町長いかがですか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

議会におきまして、この組織機構改革について、ご承認をいただいた後についても、係内の業務等について整理をしていく事としておりますし、なお組織機構改革については、その時の社会情勢等により、改編が必要である場合もあります。

その際には、職員の意見を聴取しながらしていきたいと思っております。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第61号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第62号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

まず、町長事務部局の人数が減っている。この理由について教えてください。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。町長事務部局の職員が、138名から119名と19名の減となっておりますが、この理由につきましては、従来、保育所が5ヶ所であったままの定数となっている事から今回のタイミングで改定する事といたしましたので大きく減少というふうな形になっております。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

これまでの人数と町長事務部局の人数と保育所の関係も含めて、変わらないんでしょう

か。減っているのでしょうか。増えているのでしょうか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

実態で、お話をさせていただきますと現町長事務部局の職員数は110名となっております。

今回のこの条例改正におきましては、119名という事で9名の増という事になっております。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

これまで足りない分は、会計年度任用職員で補ってやってきたんじゃないでしょうか。

今回は8課から9課に課室は増えてですね、とすれば管理職も増えてくるわけで、その業務自体が、その分やっぱり増えてこないといけないんじゃないかどうかというふうに思うんですね。

ですから、そこを勘案して119名か、できればそこは正職員で補う、やっていただきたい。それでも足りない部分を会計年度任用職員で、そういうところでも補充をするとか、そういう事も考えていただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

今回の定数の、改定につきましては、先ほど課長が答弁したとおりであります。

今後につきましては、課は一つ増えるという事にはなりますが、先ほどの答弁にもありましたように業務の効率化、そしてこれから先は、DXの推進という事で考えておりますので一旦は、現状の定数で推移をしたいというふうに考えております。

しかしながら議員が、ご指摘のように業務が、今後もかなり増えてくるというような事がありましたら、その際には、定数についても考慮していきたいというふうに考えておりますので今回につきましては、定数を119名という事で改定をしております。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。

○議員（11番 西藤 典子君）

議長。

○議長（星 正彦君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子君）

そのこのところですけども、定数外っていうのがありますね。第4条、定数外とすると、これ現在何人定数外の方がいらっしゃって改定によって、どのように変わっていくのか、お尋ねいたします。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

今回の定数外の職員につきましては、介護保険の方に、連合の方に派遣しております2名となります。

今後につきましては、このように今回、定数外規定の方を設けさせていただいております。

本来、休職であったり、育休であったりした場合につきましては、そこを会計年度等々で補充をしていたような事なんですけれども、今後につきましては、そういうふうなものが発生した場合につきましては、今後の採用状況を考えながら退職者が2年後に出るとか1年後に出るという事が分かれば、そこに定数外規定という事で職員を配置する事ができるというふうな規定も今回新たに設けさせていただいておりますので今後は、そういう形で、実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第62号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第63号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

今回の、これを見ますと増額の方での変更だというふうに理解しておりますけども、本来であれば12月の多分これ賞与とか、そういうものも関係してくると思うんだけど、その支給日までに、臨時会を開くなり議会の審査を受けるべきだ。

こういうふうに思うのですが、増額だから後日で構わない。というような判断で、もしあるのであれば非常に危険な判断である。というふうに指摘せざるを得ないんだけど、どういう理由で事前に、その議会の審査を受けなかったのですか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。今回の給料改定につきましては、人事院が行う人事院勧告に基づき、例規改正それに伴う、予算の補正を行っております。

今回は、給料の月額と勤勉手当の増額改定であります。

減額と違い、職員が不利益を被るわけではないため、多くの自治体が12月議会に議案として提案しております。

なお、給料改定が行われた場合の差額分につきましては、令和4年4月1日まで遡及し、12月27日に支給する事としております。

また、そういった事ができるのかという部分につきましては、附則の第2条で規定しております。改正後の給与条例の規定による給料の支払い済みと給与は、内払いとみなされるため差額分につきましては、後日支払う事が可能となっておりますので今回この12月議会の方に提案をさせていただきました。

以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑はありませんか。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

今回の改定によって、職員の給料がどういうふうになったのか。教えてください。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。今回の給料改定の内容をご説明させていただきたいと思います。

今回の給与改定につきましては、人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴いまして本条例の一部を改正するものであります。

具体的には、民間給与との格差921円を解消するため月例給を令和4年4月分から遡及して平均0.3%の引上げとする改正を行っております。

また、勤勉手当につきましては、年間支給割合が1.9月分を0.1月分引上げまして、年間支給割合を2ヶ月分とするものであります。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

それで、平均給与額が、どういうふうになったのですか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。影響額といたしましては、一般職の40歳未満の職員で最高額4千円の増額が行われております。

以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第63号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第64号 鞍手町督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

○議員（４番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

今回、督促手数料を廃止するという事に、至った経緯について教えてください。

○税務住民課長（石田 克君）

議長。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（石田 克君）

お答えいたします。令和５年度より、地方公共団体と金融機関の収納業務の効率化及び電子化のために、地方で統一QRコードを活用した収納共通システムが始まります。

その結果、ほぼ全国の金融機関におきまして、納付書での納付が可能になります。

しかし、今まで金融機関の窓口業務の方で督促手数料１００円を付けていただいて徴収していただいていた業務が今後は、その納付書に記載されてある金額どおりの額面でしか徴収出来ないという事になります。

今後、その督促手数料を徴収する事を続けるためには、改めて督促手数料の１００円を徴収するための納付書を郵送して金融機関の方で納めていただく必要が生じます。

納付書を作成する際につきましても、金融機関で督促状を送付した後に納付してあるものかどうか全て収納日を確認する事務作業も増えてきますので、そういった事を総合的に判断させていただきまして今回、督促手数料を廃止するという事を提案させていただいております。

以上です。

○議員（４番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

それで、それ以前に督促料を課せた部分については、これまでどおりとするというふうに書いてあるわけですがけれども例えばまだ、何らかの税金なりを納められてないと。そうしたら、その前に督促を何回かしていると思うんですけども、その分がついているわけですよ。

今回からは、それはもう付けなくなるという事になると思うんですけど、それはどういう扱いになるんですかね、その従前の督促料というか、もう一緒になっているんですか。

○税務住民課長（石田 克君）

議長。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（石田 克君）

お答えいたします。まず、督促状の発送につきましては、納期限を過ぎて20日以内に納付をしない場合については、通知するものとなっておりますので督促状を発送するものにつきましては、納期につき必ず1回、必ず督促状を送る事となっております。

今回、4月1日以降に発行する督促状につきましては、今後は、その督促手数料の方を徴収しないという事になりますので今年の3月末までに納期が過ぎて20日を過ぎたものについては、20日以内に督促状を発送しますので過去における督促状を発送したものにつきましては、従前のおり今後も督促状については、徴収をさせていただく。という事になります。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

もう議案が可決したら、もうその時から施行するようにしたら1番いいんじゃないですか。そして、もう督促手数料は、これからは取りませんよ。1番すっきりするんじゃないですか。提案されていますからそうは、行かないでしょうけど。

私は、そういうふうに思いますけども考えを教えてください。

○税務住民課長（石田 克君）

議長。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（石田 克君）

今年の3月末までに、発送する督促状につきましては、その督促状の中に督促手数料を徴収するという事を明記しておりますので、その明記している分につきましては、従前の通り徴収をさせていただくという考えであります。

以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっております議案第64号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第65号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算第6号を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。補正予算に関する説明書の16頁をお開きください。

1款 議会費及び2款 総務費について16頁から22頁まで質疑ありませんか。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

タブレット頁で言いますと12頁、資料頁で言いますと19頁の中段です。

システム補修委託料というのが、108万9,000円程度上がっていますけども、これがあるですかね、今回の組織改編等で課名とか、それらに付随するコードとか、そういったものの変更等に関する経費だと、いうふうに考えられる。そういうふうに受け止めて考えているんですけど。

この他に、費用の中に何か想定されているもの、といったものがあるのかないのか、そのへんまで含めて教えて下さい。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。今、システム保守委託料で108万9,000円を補正させていただいております。この分につきましては、先ほど議員がおっしゃられた通り課名の変更やシステムの設定変更に関わるものとなります。

なお、その他にも今回のこの108万9,000円の中にはホームページ関連の作業の経費も含んでおります。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

ここで言っているのかどうか、全体的なところで言ったほうがいいのか、ちょっと分からないんですけど、課室の変更に伴うものだという事なので、あえてお伺いしますが、これ

全体的に見て備品の購入費がないんですよ。

書庫等の。それが見当たらないんだけども現在あるそのキャビネットの数、そういったものをデータ化しているから書類が少し減っているのかなとは思うけど必要ないのですか。

本当に買わなくて大丈夫なのですか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。先ほど議員がおっしゃいました書類等の保管庫を購入する備品の購入費につきましては、現在使用しているものを活用させていただきたいと考えております。

今回については、購入は発生いたしません。効率よく業務を行うために8課から9課という形で増えておりますが町全体の業務量の変化は少なくまた、業務内容も分散するため備品を新たに備える必要は、ないというふうに考えております。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

これも、この場で質疑していいかどうかと私自身考えるところがありますけど新年度から課室変更して課名が変わって、なおかつ8課から9課に増加する。といった時に役場から出す封筒とか書類関係で封筒名とかで大体課名が入っていますよね。

その経費も全体的に見させてもらったけど、どうも見つけられないんだけど、新年度からだから新年度予算の方に入れるのか、どうか分かんないけど、そのへんの考えはどうなんです。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。今、議員がおっしゃてる部分につきましては、印刷物についての部分だと思えますけれども封筒等の印刷につきましては、共通の印刷物のため課名を入れておりません。そのまま使用する事が、できますので今年度作成した部分についても来年度以降も使えるというふうな形になります。

また、税の納付書等につきましては、確かに議員がおっしゃるように課名が入っている部

分もあります。この部分につきましては、使用頻度に応じて調達をする形をとっておりますので別途、今回の予算で計上する必要がございませんでしたので今回には含ませていただいております。

以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

23頁の、個人番号カード普及事業費ですが、これは国の予算が付いているみたいですが、この普及事業という何をされるんですか。具体的に。

○税務住民課長（石田 克君）

議長。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（石田 克君）

まず、具体的に申しますと当町の当面の目標といたしましてマイナンバーカードの申請率を12月までに70%を目標にしております。12月末までに申請をされた方がマイナンバーカードの交付を2月末までに、全ての方に完了することを目的として、今回予算を計上させていただいております。

それで具体的には、今マイナンバーカードの交付窓口を1ヶ所にしておりましてけれども、それを全ての方に受け取っていただく必要がございますので、受け取りの場所を1ヶ所増設させていただいております。

それに係る、会計年度任用職員の人件費がそれに当たります。

普及啓発といたしましては、今企業の方に出張で申請の受け付けを行っていたり、あるいは、12月中ですけれども中央公民館と福祉センターの方で臨時申請窓口を設けて、そちらの方で申請等、行なえられるような形でしております。

また、あと町の関係部局といいますか区長会、あるいは農業委員の方にも、色々とそういったところをお願いをしながら、普及啓発という形の事業を行っております。

後、ワクチン接種会場の方に行きまして、普及啓発も現状行っております。そういった事業を今行っているところです。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

１２月末までに７０％を目標として、という事なんだろうが現在の普及率は何％なのか。教えてください。

○税務住民課長（石田 克君）

議長。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（石田 克君）

お答えいたします。１１月末の現状ですけれども、申請率につきましては、５９．７２％で、交付率が４６．５１％になっております。

以上です。

○議員（４番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

はい。分かりました。その下の、使用料及び貸借料で証明写真機使用料とありますが、玄関入り口のところに写真機がありますけども、これはリースなのでしょうか。そして申請に来られた方は、これは無料で使えるっていう形になっているのでしょうか。その点について教えてください。

○税務住民課長（石田 克君）

議長。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（石田 克君）

お答えをいたします。町がリースをしているというものでは、ございません。

マイナンバーカードを申請される際につきましては、こちらについては、無料で行うことができます。

以上です。

○議員（４番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

この８０万円というのは、どういう事なのでしょうか。使用料で８０万円という、これり

一ス料かと思っていたのですが、違うという事なので、どういう金額なのか教えてください。

○税務住民課長（石田 克君）

議長。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（石田 克君）

お答えいたします。実際の写真を利用した際につきましては、1枚800円かかりますので、それについて無料で今、町の方が行っておりますので、実際にかかった費用につきましては、こちらの方から設置している業者の方に、お支払いをさせていただくという事になっております。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

使った分を本人は、無料ですけど申請者は無料ですけども町がその分を払っていると。

そうしたら、マイナンバーカードのもう残り申請がもう60%を切るぐらいなので、この証明写真機が、もうマイナンバーカードが、ある程度のところまで行けば、もうこの写真機は、もう撤去するという事になるのでしょうか。他の事で使えるからそのまま置いて置くのでしょうか。

○税務住民課長（石田 克君）

議長。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（石田 克君）

お答えいたします。今すぐに撤去という事は、うちの方としては、考えておりません。

普及率が、仮に100%になったといたしましても、更新手続等がございますので、そういった際には、また写真機が必要になるかと思っておりますので、考えておりません。

以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について24頁から39頁まで質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について38頁から45頁まで質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

次に進みます。

9款 消防費から10款 教育費について44頁から53頁まで質疑ありませんか。

○議員(4番 宇田川 亮君)

議長。

○議長(星 正彦君)

宇田川議員。

○議員(4番 宇田川 亮君)

消防費の老朽消防施設等解体撤去費補助金というのがありますけれども、これはどこの
場所で何でしょうか。

○総務課長(高橋 奈美江君)

議長。

○議長(星 正彦君)

総務課長。

○総務課長(高橋 奈美江君)

お答えいたします。今回、解体する場所につきましては、第4分団の格納庫で内田製菓前
に設置しております格納庫になります。

以上です。

○議員(4番 宇田川 亮君)

議長。

○議長(星 正彦君)

宇田川議員。

○議員(4番 宇田川 亮君)

第4分団の格納庫を撤去して、その後は、もうそのまま更地という形になるのでしょうか。

○総務課長(高橋 奈美江君)

議長。

○議長(星 正彦君)

総務課長。

○総務課長(高橋 奈美江君)

今回、議員がおっしゃるとおり今回につきましては、解体後は更地になるという事になっ
ております。

以上です。

○議員(4番 宇田川 亮君)

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

という事は、もう第4分はもう機能してない。人がいないっていう事で理解していいんでしょうか。今、どういうふうになっているか教えてください。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

今回、第4分団の班の格納庫というふうな形になりますので分団の格納庫がなくなるというわけではございません。

以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。10頁をお開きください。歳入は、一括して質疑をお受けします。

10頁から15頁について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第65号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第66号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第66号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第67号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第67号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第68号 令和4年度鞍手町水道事業会計補正予算第2号を議題とします。

質疑ありませんか。

○議員(3番 田中 二三輝君)

議長。

○議長(星 正彦君)

田中議員。

○議員(3番 田中 二三輝君)

タブレットページで9頁。1番最終ページですけれども、今回、900万円程度の増額という事でしたが、この内容から見たら修繕費及び動力費そして消費税という3本立てになっているようですけれども修繕費というのは、通常の修繕費と突発的なメンテナンスと、いうふうな理解なのか、理解をした方がいいのか、それとも緊急的な工事または、突発的なそのポンプ等のメンテナンスというふう考えるのか。

そのへんをちょっと教えてください。

○上下水道課長(神谷 徹君)

議長。

○議長(星 正彦君)

上下水道課長。

○上下水道課長(神谷 徹君)

お答えいたします。この修繕費につきましては、今回修繕費の突発的な修繕費が多く発生しております。

今回主な原因としましては、6月の濁水で浮洲池に藻が大量発生しまして浄水場の施設、前処理施設等に負荷がかかったため、不具合が生じております。

また老朽化等による修繕等も数多く発生しており現時点で37件の修繕を行っているところですが。

今回、追加要求しております修繕費につきましては、早急な対応が必要な脱臭タンクの腐食した鉄ぶたの取替え、汚泥濃縮装置槽地下室内の漏水補修工事、前処理ろ過機内のろ過砂の更生作業の合計3本分の補正となっております。

以上でございます。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

その突発的なメンテナンスというのは、これから先も考えられるとは思いますが、本当にそのメンテナンス可能なのか、もうポンプ自体を変えた方が良いとか浄水場の施設自体の一部を改善している方が良いとか、そのへんは、担当としてどう考えています。

○上下水道課長（神谷 徹君）

議長。

○議長（星 正彦君）

上下水道課長。

○上下水道課長（神谷 徹君）

浄水場自体が、かなり古くなってきていますし、メンテナンスもかなり増えております。

町としましては、浄水場の更新をする場合は、今のところ令和20年度を目標にしております。ただ、この更新につきましては、今回議会の冒頭で行政報告をさせていただきましたけれども、広域の方の話も進んでおりますので、それと見合せながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

動力費の方については多分、電気料金の値上げといった事で発生した増加理由だと思うんですけど消費税の増加要因、これをちょっと具体的に教えてもらえます。

○上下水道課長（神谷 徹君）

議長。

○議長（星 正彦君）

上下水道課長。

○上下水道課長（神谷 徹君）

お答えいたします。この分につきましては、令和3年度の水道事業会計の決算が出まして、それに伴い、中間納付額が9月に決まっております。この中間納付が確定したことに伴いまして現時点での不足見込み分として179万9,000円を補正しているところでございます。

以上でございます。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっております議案第68号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第69号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除の額の変更を議題とします。

質疑ありませんか。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

今回1社が償却資産を修正されたと、いう事になってはいますが、今回これ第2年度になるんですね。1年度は償却資産がないのかな。良く分かりませんが、これ1年度はというふうになるのですか。何も変更無しという事でいいのでしょうか。

○税務住民課長（石田 克君）

議長。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（石田 克君）

お答えいたします。今回出させていただいております法人の申告書と、あと増加償却の申出書が提出された事によって今回この課税免除等の額が変更になるという事ですので今回、一緒に70号として議案に出させていただいている部分と2年度分のだけが変更というかその増加償却が対象になっているという事になっております。

以上です。

○議員（４番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

だいたい課税免除を３年間されるわけじゃないですか。そして、第１年度は全然修正なしで、第２年度だけ修正されて、その分だけの課税免除っていう形になっているのが、それで、いいんですかね、何かちょっと、分かるように説明してもらえませんか。その１年度との兼ね合いを。

○税務住民課長（石田 克君）

議長。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（石田 克君）

お答えをいたします。１年度の分につきましては、今回、議案第７０号の方で、タカラスタンダードの１年度分の新たなものを課税免除を出していただいております。

今回ですね、６月の議会に提出させていただいていますものは新規ではなくてですね、第２年度分について６月の議会の課税免除として、……………。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。今、答弁整理をさせていますから。

○税務住民課長（石田 克君）

議長。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（石田 克君）

すいません。課税免除につきましては、償却資産が対象になっておるんですけども、対象となる償却資産につきましては、法人の申告の会計年度で処理をされるものとなっておりますので、今回につきましては、今回の申告の中で代表している部分ということで、今年６月に提案させていただいた償却資産の増加償却に該当するというので、今回変更になっておりますので、昨年、議案として提出させていただいた、課税免除額について変更はございません。

以上でございます。

○議員（４番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

法人の修正申告に基づいて、そうしているということなんですけれども第2年度だけ修正されてですね、昨年の第1年度の部分は、全然修正がされていないというのは、その法人が申告していないっていうだけの理由なんですか。だったらおかしくなってくるんじゃないですかね。

課税免除しているんですから。免除し過ぎたらちょっとまずいんじゃないですか。本来もらわないといけない分を。その辺がどういうふうになっているのか。

○議長（星 正彦君）

今の質問、答弁整理させていただきますので途中休憩させていただきます。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時08分

○議長（星 正彦君）

会議を再開します。先ほどの宇田川議員の質疑に対して、石田課長が正確に答弁をしますので、よろしくをお願いします。

○税務住民課長（石田 克君）

議長。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（石田 克君）

すいません。それでは、正確に答弁させていただきます。

先ほど議員のほうが言われたタカラスタンドの第1年度分の課税免除の件なんですけれども、こちらの課税免除につきましては、昨年の12月議会に提出をさせていただいております。

この提出させていただいた課税免除額につきましては、特別償却を反映した金額で課税免除しておりますので今回は、変更する事はございません。

以上でございます。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっております議案第69号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第70号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4

年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第70号は、総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。日程第12 議案第71号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(岡崎 邦博君)

議長。

○議長(星 正彦君)

町長。

○町長(岡崎 邦博君)

日程第12 議案第71号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第12 議案第71号は、庁舎等建設事業 鞍手町新庁舎等建設工事請負契約の締結であります。

本議案は、同事業を11月30日に3社で指名競争入札の結果、契約金額4億3,665万円、工期は、契約の効力の発生の日から令和6年8月31日までとし、契約の相手方は、戸田建設株式会社九州支店と契約を締結するものであります。

以上が、日程第12 議案第71号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(星 正彦君)

これから、質疑を行います。

議案第71号について質疑ありませんか。

○議員(1番 添田 政勝君)

議長。

○議長(星 正彦君)

添田議員。

○議員(1番 添田 政勝君)

今回の工事で道路や外溝も終わって、後は備品や現庁舎の解体等が考えられるんですけども今後は、どのくらいの費用を見込んでいるのか教えてください。

○町長(岡崎 邦博君)

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

今回の議案第71号につきましては、庁舎等建設事業 鞍手町新庁舎等建設工事請負契約の締結に対する議案であります。

今後どのような費用が発生するかという事につきましては、この議案のものとは違うという事でございますので私自身、答弁を控えたいと思います。

○議員（1番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝君）

今回の落札後です、概算事業費が元々その約6.3億円だったと思うんですけど実際払う金額は、どういうふうになりますか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

今回、先ほども申しましたように戸田建設株式会社九州支店との請負契約の締結についての議案でございます。その点についてのご質問という事でお願いをしたいと思います。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

この契約に係る金額といたしましては、契約金額4.2億3,665万円でございます。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

これ見え方とかですね、その方の捉え方が大いにあるのかなと思うんですが提案理由でもですね、税込み価格4.2億円、先ほど町長も4.2億円ほどのですね、金額を言ったと思う

んですが、報道などではですね、税抜価格38億円と記載されているんですけど、これ町民の方とかいろんな方の捉え方によっては、38億円って捉えられている方たちも多々いるのかなと思うんですが、その記載についてですけど町から、こういうふうに書いて欲しいとかいう指示はあったりしませんよね。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

全く、ございません。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

町長は、いつも町民の方、町民の方と言われるのですが、そうしたらですね、記者、新聞だったら報道関係の方に逆にこちらの方から、こういうふうに記載して欲しいという提案はしないのでしょうか。考えてないのでしょうか。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

今のご質問につきましても、この契約の締結に対する議案とは、関わりがありませんので、答弁を控えます。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

その事によって報道されているんですけど。報道のことは関係ない。庁舎の事に、このことに関して報道されているので関係はしているのかなと思うんですが見る方は、それを見てこういう感じで町としては、進んでいるんだなど。皆さん、そういう形で把握されていると思うので関係あるんじゃないかなと思うんですけど。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

私どもは、報道についてとやかくいう事はありません。

この議案第71号については、請負契約の締結についてのご審議をいただくようになっておりますので、その締結について質疑をお願いしたいと思います。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

タブレットの4ページですが、建設工事とか電気工事が色々と書かれています。外構工事も、入っているようですが、今回のこの契約で全ての工事が終わるっていうふうに理解していいのですか。

それとも橋とかそういったものまで、また別に工事があるのか今回、これで請負契約の締結によって下にあるようなモデルのような形のもが全部出来上がるのかどうか、駐車場とか、後そういったアスファルト工事、そういったものまで含めてでき上がるんだという理解でいいのか、そのへんをちょっと教えて下さい。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議員がおっしゃる通り、この金額の中で全て工事が完了するという事になっております。以上です。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

そうしますと、これで全部でき上がってあとは中の備品関係とか、そういったものとか、引越しの費用とか、そういったものはまた別に考えなきゃいけないんだろうけども、現段階で、この工事きっと今まで使っているものとで当初予定していた金額というか、そういったものの範疇なのかどうかっていうのは、そこまで聞いて良いですかね。町長、どうですか。

的が外れていますかね。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長（星 正彦君）

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

先ほどから、何度も繰り返しますがこれは、請負契約の締結についての議案でございますので、その事についてご質問いただければと思います。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

また特別委員会なり、何らかの委員会なりで聞きたいと思います。

最後、当然今の情勢等々で考えた場合に、現時点のものと前月、前々月のものっていうのは我々が、ちょっとした物を買う時だってそういった資材とかそういったものに関しては、かなり値上がりしているような実感があります。

今後のことをいうなど町長は、いかもかもしれませんけど、これ変更等で対応するのか、この金額で行っていただいて業者さんの方とはもう、この金額で行っていただくんだという理解でいいのかそのへんは、どうですか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。議員がおっしゃる部分につきましては、契約の変更等々、それから金額の変更が今後あるのではないだろうかというふうな懸念の内容だとは思っております。

今回の発注内容の通り、工事が進むことは、第1ですが、40億円を超える大規模事業であり、設計段階で想定できないものが出てくる可能性も否定は出来ません。

しかし多少の変更増減は、あるものと想定はしております。その中で大きいものとしては、工期の変更と物価スライドの適用が考えられますが、その状況が発生すれば契約金額の変更増減が生じる可能性はあるかと思っております。

以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

入札結果を見ますと、例えば8月の5日に1回目の入札を行って、不落に終わったわけですが、この時、今回落札された戸田建設株式会社九州支店の方は、8月の段階では入札を辞退されております。

今回、落札されたわけですが、これ何か理由があるのでしょうか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。今回の入札の内容について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

8月5日に入札不落になった事を受けまして、設計金額の再積算、コストダウンの検討及び工期の見直しを行い、9月議会に一般会計補正予算の追加議案を上程し、11月4日に臨時議会にて議決をいただいたところでございます。

その後、11月7日に当初の資格審査の上、参加資格要件を満たしている7社を指名いたしまして、11月30日に再度の入札を実施しております。

結果、3社が応札をされまして、予定価格の範囲内の最低価格で応札をいたしました戸田建設株式会社九州支店が落札となりました。

今回、公募型指名競争入札を実施した場合、入札の実施までに2ヶ月程度の時間を要することから、更なる資材の高騰等による物価上昇により、予定価格を上回ることが懸念されたため参加資格の上、参加資格要件を満たしております7社を再度、指名させていただきました。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

いや、私が聞いているのは、前回8月5日の日は、戸田建設は、一旦手を挙げてあって、それから入札を辞退されてある。前回は、入札を辞退されたのに今回手挙げて落札をされたわけですが、入札を辞退された理由というのが分かるのでしょうか。

○議長（星 正彦君）

少し答弁を整理しますので、時間を下さい。

先ほどの宇田川議員の質問に対して、総務課長が答弁します。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。前回、戸田建設が辞退をされた理由につきましては、おそらく見積り金額が合わなかったのだろうという事を考えております。

今回につきましては、補正予算で予算計上させていただいたところを業者さんも判断をされて見積り金額に合うというふうを考えられて応札をされたので入札に参加されたのではないだろうかと思っております。

以上です。

○議員（４番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮君）

見積り金額が合わなかったというのは、当初の５３億円の事を言っているのでしょうか。

最初５３億円で、全体の総事業費が５３億円の時に、そのうちの庁舎建設費の予定価格が３１億５，９００万円で入札をした結果それから１０億円近くの開きがあったわけですが、この３１億５，９００万円なんかとても無理だと。いう事で辞退されたという予測なんでしょうか。だけど他の３社については、８月の時点では、それを大幅に超える１０億円近く超えた額でも入札に参加されてあったわけですが、その戸田建設自体は、例えばその額になったとしても何で入札に参加しなかったのだろうかという、ちょっと不思議に思うわけで入札を辞退するにあたって何か理由とかいうのは無いんでしょうか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

今回の戸田建設におかれましては、見積り段階の時に予算額を超えていたのではないかというふうに思われます。

以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに、質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第７１号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りいたします。

明日、15日から19日までの5日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって明日、15日から19日までの5日間は、委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

閉会 午後 2時40分

令和4年鞍手町議会第7回定例会会議録（第4号）						
令和4年12月20日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和4年12月20日 午後 1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和4年12月20日 午後 1時15分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人	会議録署名 議員	12	的 野 信 之	13	須 山 由 紀 生	

職 務	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 局次長	広 瀬 真 一	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	田 中 靖 治	出 欠
	総務課長	高 橋 奈 美 江	出 欠	建設課長	西 生 卓 矢	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進 課 長	柴 田 隆 臣	出 欠
	税務住民 課 長	石 田 克	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道 課 長	神 谷 徹	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	森 永 健 一	出 欠
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和4年第7回鞍手町議会定例会議事日程

12月20日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第60号 鞍手町手話言語条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第66号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第67号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第61号 鞍手町課室設置条例の全部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第62号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第6 議案第63号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第7 議案第64号 鞍手町督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第8 議案第65号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算 (第6号) (総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第68号 令和4年度 鞍手町水道事業会計補正予算 (第2号) (総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第69号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の
課税免除の額の変更 (総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第70号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の
課税免除 (総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第71号 庁舎等建設事業 鞍手町新庁舎等建設工事請負契約の締結
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 閉会中の継続事件

令和4年12月20日（第4日）

開議 午後 1時00分

○議長（星 正彦君）

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に入ります。

日程は、お手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第1 議案第60号から日程第3 議案第67号までの3件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので民生産業委員長の審査報告を求めます。

○民生産業委員長（須山 由紀生君）

議長。

○議長（星 正彦君）

須山民生産業委員長。

○民生産業委員長（須山 由紀生君）

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第60号 鞍手町手話言語条例

議案第66号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号

議案第67号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号

本委員会は、12月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長（星 正彦君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第60号について質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第66号について質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第67号について質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第60号について討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第66号について討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第67号について討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第60号 鞍手町手話言語条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第4 議案第61号から日程第12 議案第71号までの9件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。

○総務文教委員長(篠原 哲哉君)

議長。

○議長(星 正彦君)

篠原総務文教委員長。

○総務文教委員長（篠原 哲哉君）

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第61号 鞍手町課室設置条例の全部を改正する条例

議案第62号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例

議案第63号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第64号 鞍手町督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例

議案第65号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算第6号

議案第68号 令和4年度鞍手町水道事業会計補正予算第2号

議案第69号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除の額の変更

議案第70号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除

本委員会は、12月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第71号 庁舎等建設事業 鞍手町新庁舎等建設工事請負契約の締結

本委員会は、12月14日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を同意すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長（星 正彦君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第61号について質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第62号について質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第63号について質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第64号について質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第65号について質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第68号について質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第69号について質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第70号について質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第71号について質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第61号について討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第62号について討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第63号について討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第64号について討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第65号について討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第68号について討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第69号について討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第70号について討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第71号について討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第61号 鞍手町課室設置条例の全部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号 鞍手町督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号 令和4年度鞍手町水道事業会計補正予算第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除の額の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号 庁舎等建設事業 鞍手町新庁舎等建設工事請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は、同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、議案第71号は、委員長報告のとおり同意されました。

次に進みます。

日程第13 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、タブレット端末機に送付しているとおりに、閉会中の継続審査の申し出があっております。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

これをもって、令和4年第7回定例会を閉会します。

閉会 午後 1時15分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正彦

議員 的野信之

議員 須山由紀生

令和4年12月20日

鞍手町議会

議長 星 正彦

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
新庁舎建設特別委員会	新庁舎の建設等に関する審査
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査